

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和4年7月14日 長 官 官 房

公安委員会 説明資料No. 2	「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和4年7月14日 交 通 局
<p><b>1 意見募集の趣旨</b></p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴う道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p><b>2 期間</b></p> <p>令和4年7月15日（金）から同年8月13日（土）まで（30日間）</p> <p><b>3 主な内容</b></p> <p>(1) <b>道路交通法施行規則の一部改正</b></p> <p>ア 改正法の施行により、バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象が拡大することに伴い、規制から除外するに当たり必要となる、関係者による合意の方法を定めた規定（第6条の3の2）についても、拡大された「旅客の運送の用に供する自動車」に関するものに改めるほか、所要の規定の整理を行うもの。</p> <p>イ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）により設けられた、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定（第9条の10）について、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、適用しないこととするもの。</p> <p>(2) <b>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正</b></p> <p>改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの。</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日）</p>		